

地域で支え合う除雪支援事業補助金について（概要）

1 制度の概要

(1) 事業の目的

自ら除雪をすることが困難な世帯に対し、地域コミュニティが協力して行う除雪を支援することで、地域の支え合いの体制づくりを促進すること。

(2) 対象世帯

自ら除雪を行うことが困難な世帯

(3) 対象団体（申請団体）

町内会、自主防災組織等

(4) 対象期間

令和5（2023）年12月1日から翌年3月31日まで

(5) 補助金額

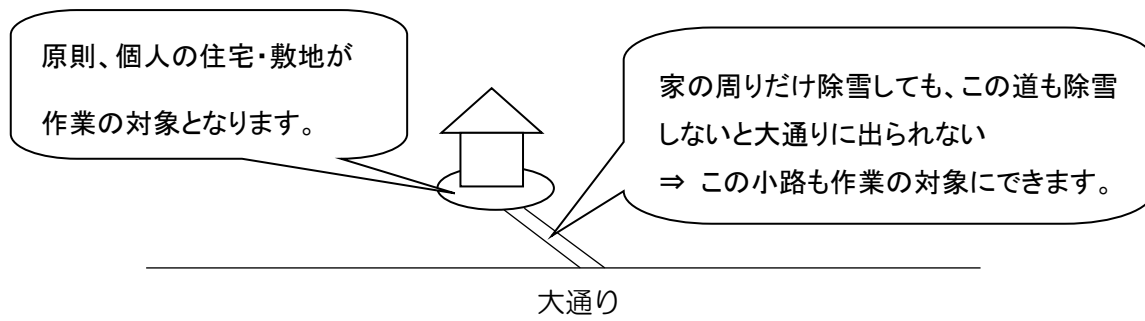
- ・従事者1人につき、1時間当たり1,000円（1日の上限額：5,000円）
- ・1町内会等につき、上限10万円

※大雪に関する警戒本部等が設置された場合は、20万円に変更となります。

(6) 対象作業

原則、個人の住宅・敷地が作業の対象となります。

○ 対象作業になる場合	× 対象作業にならない場合
<ul style="list-style-type: none">・ 玄関、間口等の除雪・ 屋根の雪下ろし・ 雪下ろし（自然落下を含む）に伴う屋根下の雪処理・ 除雪しないと大通りに出られない小路（除雪車が入らない家の前の赤道や幅の狭い道路など）	<ul style="list-style-type: none">・ 親戚による除雪作業・ 専門業者への委託作業・ 空き家（空き倉庫）や、避難するなどして冬期間に住居者がいない住宅



2 手続きの流れ

除雪作業をする前に

「計画書」の提出※1

期限：令和6(2024)年1月5日(金)

- ①事業計画書(第1号様式)
- ②自力での除雪が困難な世帯の確認書(第1号様式別紙1)
- ③除雪をする方の確認書(第1号様式別紙2)

除雪した場合

「実績報告書」の提出

期限：令和6(2024)年3月31日(日)※2

- ①交付申請書兼実績報告書(第2号様式)
- ②作業実績集計表(第2号様式別紙1)
- ③除雪作業時の写真(日付入り)※3
- ④補助金振込先通帳の写し

書類審査後、交付決定通知を郵送

指定口座に補助金振込
目安：交付決定通知から1か月後

除雪しなかった場合

「交付申請書兼報告書を提出しない旨の報告書」の提出

期限：令和6(2024)年3月31日(日)※2

- ※1 補助金を活用する町内会は、必ず計画書を提出してください。
- ※2 閉庁日のため、窓口を持参する場合は3月29日(金)が提出期限となりますので御注意ください。
- ※3 1軒当たり除雪前後の状況を2、3枚ずつ撮影し、添付してください。同じ場所を複数回除雪した場合は、1回分の撮影で構いません。写真の日付は手書きでも可とします。

3 その他

(1) 書類のダウンロード

提出書類のデータは、全て市のホームページ(地域で支え合う除雪支援事業補助金のページ)からダウンロードできますので、パソコンで作成する際に御活用ください。

(2) 書類の提出

窓口への持参または郵送、FAX、Eメール、市ホームページ(オンライン申請)のいずれかにより、市民活動支援課に御提出ください。

市ホームページ



【書類提出、問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 市役所本庁3階
市民活動支援課 活動推進係 担当：田村、柳
TEL：0257-43-9127(直通) FAX：0257-22-5904
E-mail：shien@city.kashiwazaki.lg.jp